最終更新日：2016年6月29日

日鉄住金物産株式会社
代表取締役社長　樋渡　健治
問合せ先：総務・広報部　(03-5412-5003)
証券コード：9810
http://www.nssb.nssmc.com

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

1.　当社は、「企業理念」、「経営方針」及び「社員行動指針」を次の通り制定しており、当社の役員及び社員は、日々の経営や業務においてこれを実践するよう努めております。

【企業理念】
1.　新たな社会的価値を持った製品、サービスを生み出す高い志を持った企業グループであり続けます。
2.　信用、信頼を大切にし、お客様と共に発展します。
3.　人を育て人を活かし、人を大切にする企業グループを創ります。

【経営方針】
1.　新日鐵住金グループの中核商社として四事業分野の強化と拡充
2.　グローバル戦略の加速
3.　複合専業商社としての総合力の発揮
4.　コンプライアンスの徹底

【社員行動指針】
私たち日鉄住金物産グループ社員は、以下の行動指針を実践することで、
企業理念を実現していきます。

成長	「人の成長を会社の成長へ」 プロ意識を持ち、常に時代を先取りします。 自ら積極的に学び、行動し、互いに切磋琢磨します。
信頼	「常に信用され、頼られる存在へ」 日常のコミュニケーションに時間を惜しみません。 互いを尊重し、強固な信頼関係を構築します。
ボーダーレス	「人の融和から組織の力へ」 既成概念にとらわれず、柔軟な発想を持ち続けます。 異なる個性を結集し、総合力をあらゆるフィールドで発揮します。
挑戦	「情熱を持ち高いステージへ」 失敗を恐れず常に前を向き、情熱・好奇心・向上心を持って、自ら一歩を踏み出します。 現状に満足せず、問題意識を持ち、新たな価値を創造します。

2.　当社は、企業理念等を実現し続けるために、コーポレートガバナンス・コードの諸原則を踏まえ、コーポレートガバナンスの充実に取り組むものとします。

3.　当社は、連結経営を進めていくうえで、コーポレートガバナンスを継続的に改善することにより、当社の持続的な成長及び当社の企業価値の中長期的な向上を図ります。

4.　当社は、取締役会において「内部統制システムの基本方針」を決議しており、この方針を適切に運用することで、コーポレートガバナンスを一層強化するとともに、コンプライアンス、財務報告の信頼性及び業務の有効性・効率性の確保に努め、その継続的改善を図ります。

5.　当社は、当社の事業・経営に精通した業務執行取締役及び企業経営等に関する豊富な経験や高い見識を有する複数の社外取締役で構成される取締役会が、経営の基本方針及び重要な業務の執行について決定し、併せて取締役の職務の執行を監督しております。さらに、強い権限を有する監査役が取締役会にも出席し、独立した立場から取締役等の職務執行を監査する体制としております。これらの体制が、経営の効率性と健全性を確保することに有効であると判断し、監査役会設置会社を採用しております。

6.　当社は執行役員制度を導入し、経営の意思決定・業務監督機能と業務執行機能を分離して取締役会の効率的な運用を図るとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる体制を採っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コードの各原則の全てを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

（原則1－4　いわゆる政策保有株式）
　当社は、持続的な企業価値向上のため、事業機会の創出や取引関係の構築・維持・強化を目的として、他社の株式を政策的に取得・保有しております。

政策保有株式（当社関係会社株式以外の全ての株式）については、中長期的な観点からのリターンとリスク等を踏まえ、保有意義及び経済合理性について毎年全株式を定期的に検証しております。また、さらに主要な株式については取締役会にて同様に検証しております。
政策保有株式の議決権については、当社の利益に資することを前提として、投資先企業の持続的成長と中長期的な企業価値向上に資するよう、各議案について適切に判断のうえ議決権を行使しております。

（原則１－７　関連当事者間の取引）
当社と取締役との取引（間接取引を含む。）については、各取引内容を調査のうえ、利益相反取引に該当する場合には、法令及び取締役会規程に基づき、取締役会での承認と報告を行い、いずれの取引も会社に損害を与えるものではないことを確認しております。
当社と監査役その他の関連当事者との間の取引につきましても、社内規程に基づき各取引内容を調査したうえで、法令に従い取引の重要性や性質に応じて適切に開示しております。

（原則３－１　情報開示の充実）
（ⅰ）　企業理念、経営方針及び社員行動指針、ならびに中期経営計画
当社は、本報告書Ⅰ－１．「基本的な考え方」に記載した通り、「企業理念」、「経営方針」及び「社員行動指針」を定めております。
また、当社は、「企業理念」と「経営方針」を具現化すべく、衣食住に関わる商品・サービスを提供する商社としての社会的責任を果たすとともに、経営基盤を強固なものとして持続的成長を目指すための戦略とアクションプランを、中期経営計画としてとりまとめております。詳細については当社ウェブサイトに掲載しておりますので、次のURLをご参照ください。
（http://www.nssb.nssmc.com/corporate/management.html）

（ⅱ）　コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方・基本方針
本報告書のⅠ－１「基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

（ⅲ）　取締役会が取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続
１．報酬決定の方針
当社は、取締役会において「取締役報酬等の額の決定に関する方針」を定めております。
各取締役の報酬は、現金による月例報酬のみで構成し、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上のためのインセンティブも付与すべく業績連動型としております。
具体的には、求められる能力及び責任に見合った水準を勘案して役位別に基準額を定め、これを当社の連結当期損益（連結経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益）及び事業本部別連結損益の前年度実績に応じて、年度計画及び中期経営計画との関係も勘案し、一定の範囲で変動させ、株主総会で承認を得た限度額の範囲内で各取締役に係る報酬額を決定することとしております。

２．報酬決定の手続
各取締役の報酬については、上記の「取締役報酬等の額の決定に関する方針」に基づき、人事・報酬委員会における意見交換を経たうえで、取締役会にて決議します。

(ⅳ) 経営陣幹部の選定並びに取締役候補者及び監査役候補者の指名を行うにあたっての方針と手続
１．　選定及び指名の方針
経営陣幹部の選定並びに取締役候補者及び監査役候補者の指名については、各人がその役割・責務を適切に果たし、当社グループ事業の経営課題に的確に対応しうる最適な体制となるよう、個々人の経験・見識・専門性はもとより、取締役会や監査役会全体としての規模やそれを構成する候補者のバランスを考慮することを方針としております。

２．　選定及び指名の手続
経営陣幹部の選定並びに取締役候補者及び監査役候補者の指名に関しては、人事・報酬委員会における意見交換を経たうえで、取締役会において決定します。なお、監査役候補者については、事前に監査役会の同意を得ることとしております。

（ⅴ）　経営陣幹部の選定並びに取締役候補者及び監査役候補者の指名を行う際の、個々の選定・指名についての説明
当社は、株主総会招集ご通知の参考書類や有価証券報告書に個々人の略歴を記載し、また、役員人事に係るプレスリリースに、執行役員の業務分担や役職委嘱等を含む当社の役員体制を記載することにより、経営陣幹部の選定並びに取締役候補者及び監査役候補者の指名を行う際の個々の選定・指名についての説明を行っております。

（補充原則４－１－１　取締役会の役割・責務（１））
取締役会は、投融資などの重要な財産の処分及び譲受け、資金計画や債務保証などの多額の借財の決定、重要な使用人の選任、重要な組織の設置・変更など法令、定款、取締役会規程等の社内規程にて定められた重要な業務執行その他経営上の重要事項を意思決定しております。
当社の全般的な業務執行方針及び業務運営上の重要な事項の執行については、社長以下執行役員に委任しております。
業務執行取締役等は、取締役会規程等に基づき、職務の執行状況を取締役会に報告し、取締役会は当該報告を通じて執行状況を監督しております。

（原則４－９　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質）
当社は、社外取締役の独立性については、東京証券取引所が定める独立性基準に従い、当社との人的関係、資本関係、取引関係その他の利害関係を勘案し、その有無を判断することといたします。

（補充原則４－１１－１　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件）
１．　経営環境の変化に応じた機動的な意思決定と実効性のあるコーポレートガバナンスの仕組みを整えるため、取締役会は、当社グループの事業内容や経営課題に適した規模とし、取締役会全体としての経験・見識・専門性のバランスや多様性にも考慮したメンバー構成にすることとしております。
定款に定める取締役の定数は１５名以内、監査役の定数は3名以上ですが、現在、取締役１１名、監査役5名を選任しております。
２．　当社は鉄鋼、産機・インフラ、繊維、食糧の４事業を複合的に展開しており、各事業に精通した業務執行取締役が９名、企業経営等に関する豊富な経験や高い見識を有する社外取締役が2名で取締役会を構成しております。
取締役全１１名のうち２名が社外取締役、監査役全５名のうち４名が社外監査役であり、役員１６名のうち６名、3分の１以上が社外出身となっております。社外取締役及び社外監査役には弁護士、企業経営者、公認会計士等が選任されております
当社は、以上のことにより、取締役会の議論の多様性を確保しております。
３．　取締役の選任に関する手続につきましては、原則３－１（ⅳ）をご参照ください。

（補充原則４－１１－２　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件）
当社は、取締役・監査役候補の決定にあたり、他の上場会社の役員との兼任状況など、各候補者がその役割・責務を適切に果たすことができる

状況にあることを確認しております。取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼任状況については、株主総会招集ご通知の参考書類及び事業報告、有価証券報告書等において、毎年開示を行っております。

（補充原則４－１１－３　取締役会の実効性評価）
当社は、取締役会メンバーである取締役・監査役の調査票への記入と個別インタビュー等に基づき、２０１５年度の取締役会の実効性につき取締役会において評価を行い、取締役会に上程された議題の数・内容・審議時間は適切であり、取締役会において活発な議論が行われていることから、当社の取締役会の実効性は十分確保されているとの結論を得ました。今後も当社は毎年の評価を通じて、ガバナンスの向上に取り組んで参ります。

（補充原則４－１４－２　取締役・監査役のトレーニング）
当社は、社外取締役及び社外監査役に対し、就任時に当社の企業理念やグループ事業の内容等について説明を行っております。また、社内出身の取締役及び監査役に対しても、取締役・監査役としての責務や業務に関連する制度について適宜説明を行っております。

（原則５－１　株主との建設的な対話に関する方針）
当社は、株主からの対話の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で次の通り対応しております。
株主との対話全般に関しての対応は総務・広報部を担当する取締役としております。関係執行役員、経営企画部、経理部をはじめとする社内各部門が連携して、当該取締役に協力しております。
当社は、株主に対しては、株主総会において積極的な情報提供と丁寧な質疑応答に努めているほか、機関投資家を対象としたIR説明会を定期的に開催し、その他機関投資家からの個別ミーティングの要請にも対応しております。こうした取組みを通じて株主・投資家からいただいたご意見等につきましては、適宜、取締役会等に報告・フィードバックしております。
当社は、株主との対話に際し、「インサイダー取引規制の遵守に関する規程」に従い、インサイダー情報（未公表の重要事実）を適切に管理しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
新日鐵住金株式会社	111,415,290	35.99
三井物産株式会社	33,831,000	10.93
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	10,112,000	3.27
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	7,913,000	2.56
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	5,783,000	1.87
共英製鋼株式会社	3,851,600	1.24
日鉄住金物産従業員持株会	3,800,959	1.23
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	3,367,800	1.09
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	3,035,158	0.98
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（三井住友信託銀行再信託分・中央電気工業株式会社退職給付信託口）	2,160,000	0.70

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1兆円以上

直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

新日鐵住金株式会社は、当社と継続的かつ緊密な事業上の関係にあり、当社は同社の持分法適用の関連会社であります。
しかしながら当社は、経営方針や事業計画の策定・実行、日常の事業運営や取引等を独自に行っており、独立性は確保されております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	11 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小倉　良弘	弁護士											○
木下　啓史郎	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小倉　良弘	○	当社の独立役員に指定しております。 同氏は東芝機械株式会社の社外取締役を兼務しております。	[社外取締役選任理由] 同氏は、弁護士としての長年の経験と幅広い見識を有していること、また、平成21年6月24日開催の第32回定時株主総会において監査役に選任されて以降、当社において社外監査役として適切な活動・発言を行い、当社の事業内容にも精通していることから適任であると判断したものであります。 [独立役員指定理由] 当社は、同氏及び同氏のひびき法律事務所との間に、顧問契約等の締結はしておらず、当社のために個別の法律事務の委任等も行っていないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断しております。

木下　啓史郎	○	当社の独立役員に指定しております。 同氏は、株式会社日本興業銀行（現・株式会社みずほ銀行）、株式会社みずほコーポレート銀行（現・株式会社みずほ銀行）及び株式会社損害保険ジャパン（現・損害保険ジャパン日本興亜株式会社）の出身者であります。当社は株式会社みずほ銀行から運転資金等の借入を行っております。また、当社は損害保険ジャパン日本興亜株式会社と取引はありますが、当社の販売費及び一般管理費に占める当社との取引額は1%未満であります。	[社外取締役選任理由] 同氏は、金融機関での長年の経験及び上場会社での経歴を通じて培った知識・経験等を有していることから適任であると判断したものであります。 [独立役員指定理由] 同氏が株式会社みずほコーポレート銀行（現・株式会社みずほ銀行）を退社されてから10年以上の期間を経過しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	人事・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	人事・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役

補足説明 更新

社長が委員長を務め、取締役会や監査役会の規模や構成、取締役の報酬等について意見交換をいたします。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は、会計監査人より監査の報告を受けるとともに、常勤監査役は四半期に一度、会計監査人及び監査部との情報交換会を実施する等、相互の連携強化に努めております。
また、監査役は、取締役等を構成メンバーとする監査会議及び監査連絡会にも出席し、内部監査に関する年間監査計画、監査結果、改善策等につき意見交換を行う等、健全経営に向けた内部統制機能の強化に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
新屋敷　信幸	他の会社の出身者						△	△		△				
渡部　毅	他の会社の出身者										△			
竹越　徹	他の会社の出身者						○	○		○				
杉本　茂次	公認会計士								○					

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　　上場会社の親会社の監査役
e　　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
新屋敷　信幸		同氏は住友金属工業株式会社（現・新日鐵住金株式会社）の出身者であります。 また、当社と同社は主要な取引関係にあり、同社は当社の大株主（第一位）という関係にあります。	[社外監査役選任理由] 鉄鋼業界に関する豊富な情報・知識を当社の監査業務に反映していただくため。
渡部　毅	○	当社の独立役員に指定しております。 同氏は、東洋レーヨン株式会社(現・東レ株式会社)及び東レインターナショナル株式会社の出身者であります。当社の売上高・仕入高に占める東レ株式会社及び東レインターナショナル株式会社との取引額は1%未満です。	[社外監査役選任理由] 繊維業界に精通し、事業会社の経営経験を当社の監査業務に反映していただくため。 [独立役員指定理由] 同氏は東京証券取引所の有価証券上場規程に規定する要件に該当せず、高い独立性を有することから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
竹越　徹		同氏は新日鐵住金株式会社の常務執行役員であります。 また、当社と同社は主要な取引関係にあり、同社は当社の大株主（第一位）という関係にあります。	[社外監査役選任理由] 鉄鋼業界における長年の経験と幅広い見識を当社の監査業務に反映していただくため。
杉本　茂次		同氏は、当社の会計監査人であります有限責任監査法人トーマツにおいて公認会計士として会計監査業務等に携わられておりましたが、2015年12月に同有限責任監査法人を退職されております。 なお、同氏は過去に当社の会計監査業務等にあたったことはありません。	[社外監査役選任理由] 公認会計士としての職務を通じて培われた財務・会計に関する専門的知見・経験等を当社の監査業務に反映していただくため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

各取締役の報酬は、現金による月例報酬のみで構成し、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上のためのインセンティブも付与すべく業績連動型としております。
具体的には、求められる能力及び責任に見合った水準を勘案して役位別に基準額を定め、これを当社の連結当期損益（連結経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益）及び事業本部別連結損益の前年度実績に応じて、年度計画及び中期経営計画との関係も勘案し、一定の範囲で

変動させ、株主総会で承認を得た限度額の範囲内で各取締役に係る報酬額を決定することとしております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書及び事業報告において、取締役、監査役、社外監査役毎の総額を開示しています。
なお、平成27年度(平成27年4月1日～平成28年3月31日)の取締役報酬については以下の記載をしております。

取締役の報酬の額　取締役13名　352百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

各取締役の報酬は、現金による月例報酬のみで構成し、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上のためのインセンティブも付与すべく業績連動型としております。
具体的には、求められる能力及び責任に見合った水準を勘案して役位別に基準額を定め、これを当社の連結当期損益（連結経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益）及び事業本部別連結損益の前年度実績に応じて、年度計画及び中期経営計画との関係も勘案し、一定の範囲で変動させ、株主総会で承認を得た限度額の範囲内で各取締役に係る報酬額を決定することとしております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

当社は、社外取締役がその職務を適切に遂行することができるよう、総務・広報部を窓口として必要な情報を適確に提供しております。
社外監査役の職務を補助するため、監査役会事務局を設置し、事務局員(2名)を配置しております。
また、総務・広報部から社外取締役及び社外監査役に対し、取締役会の案内・変更通知、取締役会資料の事前送付、取締役会議案の事前説明、その他必要なサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、適正かつ効率的な業務執行を確実なものとするため、以下のとおり社内体制を整備・運用しております。
なお、当社は執行役員制度を導入し、経営の意思決定・業務監督機能と業務執行機能を分離して取締役会の効率的な運用を図るとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を採用しております。

(1)取締役会について
取締役会は、全ての取締役で組織し、原則として毎月1回開催し、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。

(2)経営会議について
経営会議は、執行役員又は相談役を兼務する取締役で構成し、原則として毎月2回開催し、重要な業務の執行方針及びその他経営に関する重要事項について審議を行い、社長の諮問にこたえております。また、監査役はこれに出席し意見を述べることができます。

(3)監査役について
監査役は、取締役の職務の執行状況を監視・監督するため、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席するとともに、データベース上の全ての起案書や報告書を閲覧可能とし、必要に応じて取締役等から報告を求め、意見を述べることとしております。

(4)内部監査について
内部監査部門として、社長直轄の監査部(16名)を設置し、当社並びに国内及び海外の関係会社における業務執行の妥当性・効率性等について定期的に監査を行っております。

(5)会計監査人について
当社は、会社法に基づく会計監査並びに金融商品取引法に基づく財務諸表監査及び内部統制監査に関し、有限責任監査法人トーマツに監査を依頼しております。なお、会計監査人、監査役及び監査部は定例的な情報交換等を行い、相互の連携に努めております。

(6)各種委員会の設置について

コーポレート・ガバナンスの一層の強化を目的として各種委員会を設置しております。

主な委員会とその役割は以下のとおりであります。

(a)コンプライアンス・クライシス委員会

コンプライアンス及び危機管理に関する各種事態の発生に対処する。

(b)情報セキュリティ委員会

情報セキュリティ基本方針に定める基本理念等を実現・担保・支援する。

(c)環境委員会

全社的環境保全活動推進のため環境方針等を審議・決定する。

(d)投融資委員会

経営会議付議に先立ち、投融資の審査・検討を行う。

(e)与信委員会

与信限度申請等の案件に関して、決裁判断上必要な事項を審議し、決裁権限者の諮問にこたえる。

(f)安全保障輸出・貿易業務管理委員会

貿易関連業務に関する社内体制及び運用規範の整備等を行う。

(7)責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項並びに定款第27条第2項及び第38条第2項に基づき、損害賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を、非業務執行取締役及び監査役との間で締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、当社の事業・経営に精通した業務執行取締役及び企業経営等に関する豊富な経験や高い見識を有する複数の社外取締役で構成される取締役会が、経営の基本方針及び重要な業務の執行について決定し、併せて取締役の職務の執行を監督しております。さらに、強い権限を有する監査役が取締役会にも出席し、独立した立場から取締役等の職務執行を監査する体制としております。これらの体制が、経営の効率性と健全性を確保することに有効であると判断し、監査役会設置会社を採用しております。

当社は、監査役5名のうち4名を法曹、企業経営等、様々な分野での豊富な経験と幅広い見識を有する社外監査役とすることで、経営の意思決定・業務監督機能を持つ取締役会に対する監視・監督機能を強化しております。

各監査役は相互に連携を図りながら計画的に日々の監査活動を進めるとともに、取締役会をはじめ、その他重要な会議等において、各々独立した立場から、取締役職務執行の適法性並びに経営判断の妥当性及び合理性を客観的に判断していただけることを基本的な方針として選任しており、当社における経営への監視・監督体制は十分に機能しているものと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2016年は、法定期限が6月13日のところを、6月6日に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	2016年は、6月28日に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	当社は、2016年より、株主の権利行使の利便性を向上させるため、電磁的方法による議決権の行使を利用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社は、2016年より、株主の権利行使の利便性を向上させるため、議決権の電子行使プラットフォームを利用しております。
招集通知（要約）の英文での提供	2015年より、英文の招集ご通知(要約)を作成し、当社ウェブサイトに掲載しております。
その他	当社ウェブサイトに株主総会の招集ご通知・決議ご通知を掲載しております。 また、株主総会において事業報告等の内容を大型スクリーンに投影する等、ビジュアル化に取り組んでおります。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、年2回アナリスト及び機関投資家向けのIR説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	四半期決算短信、期末決算短信、決算補足説明資料、四半期報告書及び有価証券報告書を当社のウェブサイトに掲載しております。 その他、株主総会の招集ご通知・決議ご通知及び東京証券取引所への適時開示資料等を掲載しております。 また、株主総会の招集ご通知（要約）及び決議ご通知、並びに決算短信の英訳を当社のウェブサイトに掲載しております。また、主なニュースリリースの英訳も掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務・広報部及び経理部にIR担当者を設置しております。 そのほか、適宜、企画管理本部の各部からのサポート体制を構築しております。	
その他	IRの責任者は、副社長が務めております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、社会・環境をはじめとするサステナビリティーを巡る課題を企業経営の根幹をなす最重要課題と位置付けております。 当社は、環境方針に基づき、当社グループにおける環境法規制等の順守をはじめ、省エネ活動等環境保全の活動の推進を図るため、全社組織として環境委員会を設置するとともに、総務・広報部内に環境課を設置し、環境問題に取り組んでおります。 また、当社は、安全・品質に関わる専門部署を配置し、工場の安全操業や商品の品質レベル向上、食の安全確保等に努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、会社法・金融商品取引法等の法令や、証券取引所の上場規則に基づく情報開示を適切に行うとともに、その他のプレスリリースや、当社ウェブサイトにおける各種情報の提供など、法令に基づく開示以外の情報提供にも努めております。 また、投資家へのIR活動も行い、その充実・改善に努めています。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

「内部統制システムの基本方針」

当社は、日鉄住金物産グループの「企業理念」、「経営方針」及び「社員行動指針」に基づき、コンプライアンス重視の基本姿勢を明確にしている。
これらに基づき、内部統制システムを整備し適切に運用することで、コーポレートガバナンスを一層強化するとともに、コンプライアンス、財務報告の信頼性及び業務の有効性・効率性の確保に努め、その継続的改善を図る。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役会は、「取締役会規程」等に基づき、経営上の重要事項について決定を行い、又は報告を受ける。
業務執行取締役（執行役員を兼務する取締役をいう。）は、取締役会における決定事項に基づき、各々の業務分担に応じて職務執行を行い、使用人の職務執行を監督するとともに、その状況を取締役会に報告する。
また、取締役は、他の取締役の法令、定款への違反行為を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告することとし、監査役及び取締役会は速やかに是正措置を講じ、取締役の職務執行の健全性を維持する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会議事録をはじめとする職務執行上の各種情報については、「情報管理規程」、「情報セキュリティ基本規程」等に基づき、管理責任者の明確化、守秘区分の設定等を行ったうえで、適切に保管する。
また、経営計画、財務情報等の重要な企業情報について、法令等に定める方法の他、適時・的確な開示に努める。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
各業務執行取締役及び各執行役員は、自部門における事業遂行上のリスクの把握・評価を行い、諸規程及び各種委員会の開催等により対応する。
主要なリスクに関わる対応は、以下のとおり。
（1）信用リスクについて
「与信管理規程」等を定め、必要に応じて「与信委員会」を開催し、貸倒れ等による損害の発生防止に努める。
（2）投融資リスクについて
「投資管理規程」等を定め、必要に応じて「投融資委員会」を開催し、投融資の審査・検討を行う。
（3）市場リスクについて
為替リスク、カントリーリスク等の市場リスクについては、リスクの種類毎に必要な規程を定め、リスクの適正な把握と管理を行う。
（4）取り扱い商材の品質・安全等に関わるリスクについて
「取り扱い商材の安全・安心・表示等に関する規程」を定め、品質・安全に係る事故等の内容に応じて、必要な対処を行う等、品質・安全と取引先及び最終消費者の安心を確保する。
（5）コンプライアンスリスクについて
経営方針に基づく「コンプライアンス・マニュアル」を定め、事業活動に関わる法令等の遵守を徹底する。
（6）労働安全衛生に関するリスクについて
事故・災害の未然防止のため、労働安全衛生に関わる専門組織が安全施策に対する指導・支援に取り組む。
（7）経営に重大な影響を与える不測の事態について
経営に重大な影響を与える不測の事態が発生した場合は、損害・影響等を最小限にとどめるため、「コンプライアンス・クライシス委員会」を直ちに招集し、社長の指揮のもと、必要な対応を迅速に行う。

当社グループ内において、これらのリスクに関わる事故・事件の発生に備え「危機管理マニュアル」等を制定するとともに、直ちに経営トップへ報告が行われる体制を整備する。併せて、平時より全社的なリスクのモニタリング活動を実施し、抽出されたリスクについて低減策を講じる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
経営計画・事業戦略・投融資等の重要な個別執行事項については、経営会議等の審議を経て、取締役会において執行決定を行う。
取締役会等での決定に基づく業務執行は、代表取締役をはじめとする各業務執行取締役、各執行役員及び各部店長等が遂行する。
また、業務執行取締役、執行役員及び部店長等の業務分掌、指揮系列、決裁手続等については、「組織・業務分掌規程」及び「決裁権限基準表」等に規定することにより、権限・責任を明確化する。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社の内部統制システムの運用については、各業務執行取締役及び各執行役員の責任のもと各部店が主体的にマネジメントを行うこととする。
各部店長は、自部店における法令及び規程の遵守・徹底を図り、業務上の違反行為の未然防止に努めるとともに、違反のおそれのある行為・事実を認知した場合、速やかに当該内容に応じ、内部統制部他の関係部署に報告する。
報告を受けた内部統制部他の関係部署は、相互に連携を図り、是正及び再発防止に努める。
監査部は、「内部監査規程」等に基づき内部監査を実施し、規則違反や不正行為の防止、早期発見・是正を図る。
これらの部署は、業務上の法令違反等の重要な事実について、経営会議等に報告する。
社員は、法令及び規程を遵守し、適正に職務を行う義務を負う。会社は、法令及び定款に適合した規程を制定し、これを遵守するための講習会の実施やマニュアルの作成・配布等、社員に対する教育体制を整備、運用する。なお、法令違反行為等を行った社員については、「賞罰規程」に基づき懲戒処分を行う。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社及び各子会社は、業務の適正を確保するため、当社グループの「企業理念」、「経営方針」及び「社員行動指針」を基礎とし、社内諸規程を制定するとともに、各事業本部及び各子会社の事業特性を踏まえつつ、事業戦略を共有し、グループ一体となった経営を行う。
当社各業務執行取締役、各執行役員、各部店長等及び各子会社の取締役等は、当社グループの「企業理念」、「経営方針」、「社員行動指針」及び諸規程を社員に対し周知・徹底するとともに、遵守状況の自主点検やモニタリングを行う。
各子会社の管理に関しては、「関係会社管理規程」及び「関係会社管理基準」等に基づき、各子会社の管理を担当する当社業務執行取締役及び執行役員のもと、その適切な運用を図る。
さらに、当社業務執行取締役、執行役員及び社員を各子会社に対し、必要に応じて取締役又は監査役として派遣し、業務執行の適正性を確保する。
内部統制部は、関係部署と連携し、当社及び各子会社における内部統制システム整備に対する指導・助言を行うとともに、当社と各子会社との情報の共有化等を行い、内部統制に関する充実を図る。

また、当社は、当社及び各子会社の社員等に向けて、事業遂行上のリスクに関する内部通報・相談窓口としての「コンプライアンス・ホットライン制度」を設置・運用するとともに、通報等に関する秘密の保持を図り、通報者に対して不利な取扱いを行わない。
当社及び各子会社は、反社会的勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には、毅然とした態度で対応する。
これらに基づく具体的な体制は以下のとおりとする。

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
各子会社は、事業計画、決算、投融資等の経営上の重要事項につき、定期的及び必要な都度当社に対して報告を行い、当社はそれに対する指導・助言を行う。
ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
各子会社は、平時より事業遂行上のリスクに関するモニタリング活動を行い、抽出されたリスクにつき低減策を講じる。
また、当社及び各子会社における損失の危険等に関する報告手段として「緊急連絡制度」を設け、「危管理マニュアル」等を制定して不測の事態に備える。
ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
各子会社は、組織や業務分掌、決裁権限等に係る諸規程を整備するとともに、重要事項に関する取締役会等の決定を経て業務を執行し、当社は各子会社の業績・運営等に関する評価を行い、そのマネジメントについて必要な支援を講じる。
ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
各子会社は、法令及び定款に適合した諸規程を整備・運用し、違反のおそれがある行為・事実を取締役等又は使用人が認知した場合は、自社の取締役会等に報告するとともに、「緊急連絡制度」等により当社へ報告を行い、当社はそれに対する指導・助言を行う。

7. 監査役の監査に関する事項
取締役、執行役員及び社員、並びに子会社の取締役、監査役及び社員は、当社及び各子会社における職務執行の状況、経営に重要な影響をおよぼす事実等の重要事項について、直接又は内部統制部他の関係部署を通じて、適時・適切に監査役又は監査役会に報告する。
また、取締役及び執行役員は、内部統制システムの運用状況等の重要事項に関しても、取締役会、経営会議等において報告し、監査役と情報を共有する。
なお、当社は、これらの報告をした者に対し、報告したことを理由とする不利な取扱いを行わない。
監査部長及び内部統制部長は、監査役と定期的に又は必要の都度、内部統制システムの運用状況等に関する意見交換を行うなど、連携を図る。
監査役の職務を補助するため、監査役会事務局を設置し、監査事務に必要 な人員を配置する。
事務局員の取締役からの独立性を確保するため、事務局員は専任配置とし、監査役のもとで監査事務に関する業務を行う。
事務局員の人事異動・評価等については、監査役との協議を要するものとする。
当社は、監査役の職務執行上必要と認める費用を予算に計上する。また、監査役が緊急又は臨時に支出した費用については、事後、監査役の償還請求に応じる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会から信頼される企業グループであり続けることを目指すとともに、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切持たないこと、不当要求等には一切応じないこととしております。
また、これに基づきコンプライアンス・マニュアルの制定、不当要求防止責任者の配置等、社内体制を整えております。
併せて、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等に所属し、その指導及び情報提供を受けるとともに、平素から警察、弁護士等の外部専門機関とも連携しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

＜適時開示体制の概要＞

当社の会社情報の適時開示に関わる社内体制の状況は、以下のとおりです。

1. 決定事実に関する情報開示
当社及び当社子会社に関わる適時開示の対象となる決定事実につきましては、社内規程に従って取締役会または経営会議にて決定、報告されており、その後、東京証券取引所の有価証券上場規程に従って開示しております。

2. 発生事実に関する情報開示
当社及び当社子会社に関わる適時開示の対象となる発生事実につきましては、発生後速やかに、東京証券取引所の有価証券上場規程に従って開示しております。

3. 決算に関する情報開示
決算情報につきましては、社内規程に従って取締役会等への付議・報告の手続きを経て、その後、東京証券取引所の有価証券上場規程に従って開示しております。

上記のいずれの情報開示につきましても、総務・広報部管掌執行役員（東京証券取引所の有価証券上場規程に基づく情報取扱責任者）の責任のもと、適時開示を行っております。
また、同開示の際には、当社のホームページへの掲載も行っております。

<当社のコーポレート・ガバナンス体制>

